

○国家公安委員会規則第四号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十五日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条 犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 出 巻	改 出 編
<p>(引致状の執行)</p> <p>第268条 第257条(検察官の指揮による執行)、第259条(有効期限内に執行不能の場合)第1項及び第260条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、更生保護法(平成19年法律第88号)第63条第6項(同法第73条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たたる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第1項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。</p>	<p>(引致状の執行)</p> <p>第268条 第257条(検察官の指揮による執行)、第259条(有効期限内に執行不能の場合)第1項及び第260条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、更生保護法(平成19年法律第88号)第63条第6項(同法第73条の3第4項及び売春防止法(昭和31年法律第118号)第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たたる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第1項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。</p>

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 出 後	改 出 編
<p>(令第 3 条の国家公安委員会規則で定める給付等) 第12条 令第 3 条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)～(17) 略] [号を削る。]</p> <p><u>(18)～(27)</u> [略]</p> <p>(法第 9 条第 3 項の国家公安委員会規則で定める場合) 第15条の 2 法第 9 条第 3 項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略] (2) 少年法第24条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされた場合</p>	<p>(令第 3 条の国家公安委員会規則で定める給付等) 第12条 [同左]</p> <p>[(1)～(17) 同左] <u>(18)</u> 婦人補導院法 (昭和33年法律第17号) 第12条第 1 項の規定による手当金 <u>(19)～(28)</u> [同左] [一号ずつ繰り上げる。]</p> <p>(法第 9 条第 3 項の国家公安委員会規則で定める場合) 第15条の 2 [同左]</p> <p>(1) [同左] (2) 少年法第24条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致をされ、収容をされた場合又は売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第17条第 1 項の規定による補導処分として婦人補導院に収容をされた場合</p>

備考 表中の「」の記号は括弧記号のみ。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に行われた犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第一項に規定する犯罪行為による死亡、同条第五項に規定する重傷病又は同条第六項に規定する障害を原因とする同条第七項に規定する犯罪被害者等給付金については、この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十二条及び第十五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。